

令和7年度

令和7年度第9回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

## 大多喜町農業委員会議事録

令和7年12月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年第9回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の照明願いについて

議案第4号 非農地判断について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画について

### <報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 利用権の途中解約に関する通知について

報告第4号 利用券の終了について（農用地利用集積計画）

報告第5号 非農地判断について

### <出席委員>（8名）

1番委員：加藤 浩明            2番委員：中村 康之

3番委員：渡邊 さなえ        5番委員：井口 峰幸

6番委員：渡辺 忠洋        7番委員：江澤 正久

8番委員：小高 一哲        9番委員：矢代 とみ江

### <欠席委員>（1名）

4番委員：森 久雄

### <出席職員>

【事務局長】小高 一哉    【事務局】 寺井 絵里

<p>事務局長</p>	<p>開 会 (午後1時30分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和7年度第9回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、8名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>なお、森委員においては、欠席との連絡をいただいておりますので、報告します。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第5条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>それでは、議事日程3の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1番の加藤委員と2番の中村委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。</p> <p>なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>1頁をお開きください。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号3-26。所在 板谷地先、地目 田、1筆、地積866㎡。譲渡人 千葉市の方、譲受人 大多喜の方。譲渡事由 譲受人の要望により譲渡したい。譲受事由 新規就農し、畑作をしたいため。権利内容 所有権移転(有償)。</p> <p>番号3-27。所在 平沢地先、地目 田、2筆、地積1,493㎡。譲渡人 千葉市の方、譲受人 大多喜の方。譲渡事由 耕作困難であり譲受人の希望により譲渡したい。譲受事由</p>

	<p>譲渡人所有の土地を取得し、規模拡大を図りたい。権利内容 所有権移転（無償）。</p> <p>番号3-28。所在 小谷松地先、地目 田、4筆、地積 4,047 m<sup>2</sup>。譲渡人 大多喜の方、譲受人 大多喜の方。譲渡事由 相続したが耕作困難であり、管理できないため譲渡したい。譲受事由 申請地を取得し規模拡大を図るため。権利内容 所有権移転（有償）。</p> <p>番号3-29。所在 大戸地先、地目 田、1筆、地積 1,642 m<sup>2</sup>。譲渡人 大多喜の方、譲受人 大多喜の方。譲渡事由 相続したが、耕作困難であり、管理できないため譲渡したい。譲受事由 申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容 所有権移転（有償）。</p> <p>番号3-30。所在 大戸地先、地目 田、1筆、地積 580 m<sup>2</sup>。譲渡人 大多喜の方、譲受人 大多喜の方。譲渡事由 相続したが、耕作困難であり、管理できないため譲渡したい。譲受事由 申請地を取得し、規模拡大を図るため。権利内容 所有権移転（有償）。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
会長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第1号、番号3-26については、森委員が現地調査を担当されましたが、本日は欠席なので事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは3-26について現地報告をさせていただきます。森委員欠席ということで今日の午前中に現地を見てまいりました。</p> <p>場所は、資料をご覧くださいなのですが、主要地方道大多喜君津線、大多喜方面から行ったところの左手側になります。現地は小湊鉄道の線路のすぐ隣の敷地で、また旧消防機庫が隣に建っている場所の隣に立地しているところが申請地となっております。</p> <p>現地は、道路から少し高台になっているのですが、今、写真でお見せしているとおり、このりを上がったところにあり、平らな状態になっており、複数の果樹と景観的な樹木が植栽されておりました。</p> <p>譲受人の方が今日たまたま現地を見たときにいらして、ちょっとお話をしまして、譲り受けたあかつきにはそのままこの果樹を継続して管理耕作していくのと同時に、空いている平らな部分に作物を作付したいというような希望がございました。</p>

	<p>近所付き合いも良好なのかなと見受けられました。 特に今回の申請地を譲り受けることについては何も問題はな いと思いますよろしくご審議のほどお願いをいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。説明は終わりました質問のある方 お願いします。</p>
井口委員	<p>ちょっと初歩的な質問で恐縮ですけれども、備考欄に記載さ れているハンマーナイフとは何ですか。</p>
事務局	<p>エンジン付きの草刈機で除草する際に使用します。自走式 で、草を細かくしてくれるので草刈り機より楽です。</p>
井口委員	<p>この方は新規就農なんですか。</p>
事務局	<p>現在は地域おこし協力隊として従事されております。 新規就農とはいっても、家庭菜園の延長のような形で耕作を行 うと聞いています。</p>
会長	<p>質問がないようでしたら、番号3-26については許可とす ることとしてご異議ございませんか。</p>
	<p>—異議なし—</p>
会長	<p>異議なしと認め番号3-26については許可することと決定 いたしました。</p>
	<p>続きまして番号3-27については渡辺委員が現地調査を担 当されましたので報告をお願いします。</p>
渡辺委員	<p>番号3-27についてご報告します。</p>
	<p>本日午前中に現地にて譲り受け人の方立会いのもと現地調査 に行ってまいりました。</p>
	<p>申請地は、平沢のタケノコ村から3キロほど先に行ったとこ ろになります。</p>
	<p>今回のこの案件ですけれども、既に譲渡しの方から借りてお り耕作しているところでした。譲渡しの方はこちらの方に戻る 予定はないそうなので、今回譲受人の方に譲渡したいというこ とでした。</p>
	<p>現況は写真を見てのとおり、これご存知ない方もいらっしゃる かもしれませんが菌ちゃん農法という農法だそうです。</p>

会長	<p>下の写真は手前側申請地のエリアになるのですが既にいくつかの棟がありミニトマトを作付けする予定だそうです。 特に問題はないかと思いますがよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>現地調査の説明が終わりました。 質問のある方お願いいたします。 質問はないようですので番号3-27については、許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
渡辺委員 (会長)	<p>異議なしと認め番号3-27について許可することと決定いたしました。 続きまして番号3-28については私が現地調査を担当しましたので報告します。</p> <p>10月7日火曜日。 申請人と現地で立会い調査をさせていただきました。 この場所は、申請地は国道297を勝浦方面に向かって八声交差点を右折、国道460号線を約300mの蟹取橋を渡り、小谷松入口を右折約200m、いすみ鉄道と交差する左側に申請中の場所があります。 この耕地の一角を譲り受け人が三つの田んぼに分けて耕作現在しております。 この辺一角を耕作しているので将来的にも有望です。 以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>何か質問があればお願いいたします。 質問がないようでしたら、3-28については許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>異議なしと認め、番号3-28については許可することと決定いたしました。 加えて3-29及び3-30についても私が担当したので報告させていただきます。</p>
渡辺委員	<p>本件は譲渡人が、同じ方なので一括して説明報告をしてその</p>

(会長)	<p>後で質疑の方を取りたいと思います。  3-29の方を説明いたします。  12月2日火曜日、申請人と現地調査を実施した。  申請地は大多喜から国道297を勝浦方面に向かい交差点を右折、国道460を約800m進み、東総元駅の出口から30m前方の旧総元小学校を通過して神社を左折してしばらく進んだところにあります。  この人は数年前から譲受人の方に耕作してもらい、現在も耕作中でございます。  これからも耕作予定ということなので、農業委員の意見としては特に問題ないと思っています。  現地報告は以上です本件の議案審議をよろしく願いいたします。  以上3-29については説明を終わりました、続きまして3-30についてご説明いたします。  味の研修館の脇を通過して約200mいった右側になります。  所有者の方から買ってもらいたいと話があり、譲り受け人はこれから耕作面積を増やしたいと考えていた時の話だったので、上手くマッチングしたということになります。特に問題ないと思っています。  現地調査の報告は以上です。本件の審議をよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、現地説明が終わりましたので、番号3-29について質問がある方はお願いいたします。  質問がないようですので番号3-29についてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>異議なしと認め3-29については許可することと決定いたしました。  続きまして3-30について許可することについてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>異議なしと認め番号3-30について許可することと決定いたしました。  議案第1号は以上です。</p>

事務局	<p>続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>今月は申請番号5-13から5-15までの4件の案件が提出されましたので、先一括して事務局で説明を行ったあと1件ずつご審議をお願いいたします。</p> <p>それでは申請番号5-13、権利内容は所有権移転有償です。</p> <p>所在は堀之内地先の他1筆1,111㎡です。</p> <p>農地種別は第2種と判断しております。</p> <p>譲渡人は大多喜町の方でございます。</p> <p>譲受人は東京都の法人でございます。</p> <p>転用形態、転用用途、転用施設、施設面積ですけれども、本件は、その他の業務用地、再エネ発電設備として、具体的には太陽光発電施設の設置ということで申請が出ております。</p> <p>筆全体の1,111㎡を使用しての転用でございます。</p> <p>転用事由ですが、本申請地は、譲渡人の所有地であり、本人は現在も農業を営んでいますが、体力的にもこれまで通り耕作を続けることが難しく、農業の規模縮小を考えているとのこと。</p> <p>このため、太陽光発電施設を設置し、弊社に所有権移転をすることで合意を得ました。</p> <p>軽く整地後、直に杭を打ち込み、パネルを設置する計画で、埋め立て等は行いません。</p> <p>パネル枚数は158枚です。</p> <p>転用を伴う所有権移転。</p> <p>なお、関係法令としまして備考欄に掲載しておりますけれども、大多喜町太陽光設備の設置及び管理に関する指導要綱に該当しております。また文化財保護法及び文化財の保護法施行令、農業経営基盤強化促進法、いわゆる地域計画の変更申し出の方に該当しております。</p> <p>あと案件が5-16番まで、今回太陽光発電でございますので、それぞれ説明を終えた後に、こちらの関係法令の提出状況の方をお知らせしたいと思います。</p> <p>続きまして、申請番号5-14、権利内容は所有権移転有償</p>
-----	--

です。

所在は堀之内地先の畑2筆合計面積が680㎡です。

農地種別はいずれも第2種農地と判断した。

譲渡人ですが、前の5-13の案件と同様の大多喜町に在住の方です。

譲受人ですが、東京都の法人でございます。

こちらの転用形態と施設面積ですけれども、本件も5-13と同様に再エネ発電設備、太陽光発電施設ということで筆全体の680㎡を転用する計画です。

転用事由も前の5-13の案件と所有者も同一でございますので、大方同じなのですがパネルの設置枚数が132枚ということでこちらを伴う所有権移転となっております。

関係法令も前の5-13と同様の状況でございます。

続きまして4ページ申請番号5-15です。

権利内容は所有権移転有償です。

所在は堀之内地先の畑1筆810㎡です。

農地種別は、第2種農地と判断しております。

本件も5-13、5-14と同様の譲渡人でございます。

譲受人は東京都の法人でございます。

形態、用途、施設面積ですが前の5-13、14と同様でして、再エネ発電設備、太陽光発電施設となっており、筆全体の810㎡を転用する計画です。

こちらの転用事由につきましても所有者が同一でございますのでおおよその計画は同様でして、パネルの設置枚数は158枚ということになっておりまして、転用を伴う所有権移転ということでございます。

関係法令も前の案件と同様でございます。

続きまして申請番号5-16、権利内容は所有権移転有償です。

所在は桜台地先の他、3筆合計面積が1,419㎡です。

農地種別はいずれの筆も第2種農地と判断しております。

譲渡人は大多喜町の方でございます。

譲受人は東京都の法人でございます。

転用形態、用途、施設面積でございますが再エネ発電設備、太陽光発電施設1,419㎡で全体を利用しての計画となっております。

転用事由ですけれども本申請地は、譲渡人の所有地ですが、本人は現在農業を行っておらず、今後、規模縮小を考えているとのことです。このため、太陽光発電施設を設置し、弊社に所有権移転をすることで合意を得ました。

軽く整地後、直に杭を打ち込みパネルを設置する計画で、埋め立て等はありません。

パネル枚数は158枚です。

転用を伴う所有権移転ということです。関係法令につきましても、前の案件と同様です。

関係法令に関してなんですけれども、先ほど太陽光の設置管理指導要綱の関係で、町の生活環境課の担当者に確認をしたところ、今回提出されている案件は、いずれの案件もまだ事前協議の前段階の書類の調整中ということで、まだ事前協議には入っていない状況であるということです。

また文化財保護法及び文化財保護法施行令に関して、こちらはもう既に全ての案件で届け出済みということです。

それから地域計画の変更の指示に関してなんですけど、堀之内の全ての案件に関しては、本日事前変更申し出書が届きまして、受付をしたところです。

このことから、まだちょっと除外の見込みは立っていない状況でございます。

それから、桜台の案件ですが、地域計画に関しては現在、変更の手続き中ということで、見込みとしては今月中に除外の報告ができる見込みとなっております。

また、今回の案件から、資金計画書の方を資料に添付させていただいております。こちらは事業費に対してそれを賄える見込みがあるかということで確認をいただける資料となっておりますので、ご参考につけさせていただきます。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

番号13、14、15については私が現地調査しました。これらの案件は譲渡人が同一で申請地も近く転用目的も同じなので一括して報告いたします。

渡辺委員  
(会長)

10月3日の水曜日、申請人の代わりの代理人と町の事務局と現地で立ち会いました。

場所は大多喜から国道297を勝浦方面に向かった、堀之内地先で、申請地周辺には数年前に設置した太陽光が分散されているという状態です。

5-13は、町道よりも2mほど低く、窪地になっている。現況は草刈りされており管理されているという印象を受けました。周辺の農地もほとんどが同じ所有者となっているため、この土地が太陽光発電設備になっても影響を受けることは無いか

と思われます。

このことから、この土地については転用しても大丈夫かなという感じは受けました。

次の5-14は5-13の隣になります。5-13は、道との高低差が2から3mあったが、ここはもうほとんど斜面で、そんなに勾配はない斜面で大体20センチ前後ぐらいの高低差でした。現地状況からみても周辺農地に影響はほとんど問題無いと私は思いました。

最後の5-15はですね、5-13と5-14沿いの道の並びになります。道路と高低差は無く、5-13と違って高低差は無かった。道路と同じ高さで畑になっているという状態でした。

近くには5、6年前設置したパネルがあるというような感じですが、本件の周りはほとんど畑で、昔は田もあったそうですが、周辺は耕作も行っていない状況で、ただ写真を見てわかるように、草刈りしてあり綺麗に管理されている状況となっております。

最近、所有者のお父さんが亡くなったらしく、その人が結構手広く田や畑をやっていたので、亡くなってにっちもさっちもいなくなっって今回の所有権移転になったって言うのが本音だと思います。

説明以上で審議をよろしくお願ひしたい。

会長

質問の方、何かあればどうぞお願ひします。

井口委員

質問と言うか意見ですけども、私はこの太陽光発電の案件は保留が良いと思っている。まずは、関係法令の方を全部クリアしてもらい、それでこれが第2種農地なので、その適用基準を見ると周辺の他の土地での事業目的が達成できない場合や、農業用施設を建設する場合、公益性の高い事業に供する場合等は許可できるようになっています。

そうなると、どう見ても公益性で脱炭素やエネルギー問題に絡めてくるのかもしれないけども、それに的確に当てはまらなし、第3種農地なら問題ないのですけども、先走って農業委員会が許可を出すと、今の流れが変わっちゃって、農業委員会が許可を出したなら良いのではないかなという形になってくると、後々面倒な事になってくる。

このことから、全ての法令をクリアしてから農業委員会で考えてもらった方が一番すっきりすると、個人的な意見ですが私はそう思っている。

<p>会長</p>	<p>ただ、先ほどの挨拶の中でちょっとお話ししましたけども、今の行政の中で一番困るのは縦割りですよ。</p> <p>井口委員さんが言うとおりで、いわゆる環境部門の許認可、農業委員会の許認可が全く別で、お互いに一緒になってやろうってところがないわけですよ。</p> <p>千葉県の農業会議所でも、ある程度分けて考えないといけないが、正直一本化するのが一番良いだろうけども、今の状態だと難しい。</p> <p>この案件は、農地転用について客観的に判断して問題なければ、それで良いのではないかと思っている。</p> <p>環境の方で問題があれば環境の方がチェックして、不許可にすればいい話で、そうなれば農業の方で転用申請が来てもできませんから、どちらが不許可でも転用ができないわけなので、ある程度総合的な判断が必要と思われる。</p> <p>今の制度上から言うと、不許可とする事は難しいのではないかと思われる。</p> <p>こういう点から、政府の方で一本化にしてもらいたい働きかけをしているというような話もあります。</p> <p>今回のケースはですね、過去より許可している案件もあるから、それで今回の3件も客観的な判断からして、隣接で農業を行うにしても不都合が生じないような気がした。</p> <p>このことから、私達は許可相当という判断で良いと感じている。現地を見た状況では、私はそう思っている。</p> <p>太陽光発電は、これからどんどん増えてくるはずですので大きな問題になってきそうな感じもします。</p> <p>鴨川を見てもそうだし、そこは農地法ではなく森林法が絡んでいるみたいですけどね。</p>
<p>井口委員</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>はいどうぞ。</p>
<p>井口委員</p>	<p>地域計画があると思うのですが、このような事案が多くなると、新規に農業やりたい人達の妨げになっている気がするのです。私は農業の専門家ではないので、農業の皆さん方がよくわかると思うのですが、素人考えなのですみません。</p>
<p>会長</p>	<p>担い手さんがすぐにでもいれば、所有者さんも耕作を続けたかも知れないが、そんな話はもう一切ない。所有者も困ってしまった結果、今回の事案になったと推測します。</p>

渡辺委員	<p>他に意見等ありますか。</p> <p>事務局に質問になるかも知れないけど、この添付資料の資金計画書3つあるのですが、その他の欄の東電負担金が全部一律同じ額ですけどそれはどういった内容かおわかりになりますか。</p>
事務局	<p>事務局の方に提出されている資料がありまして、工事費負担金支払いのお願いということで、東京電力の方から、譲受人の法人の方に宛てて、今回の工事費負担金として、発電設備工事一式ということで、工事費用の負担金ということで一律に支払いのお願いということで請求をされているようです。</p> <p>また、資金計画に添付されている建設費とその自己資金の額が違うって話ですけど、そもそもその会社が別会社でしたので、当然違うということになります。</p>
渡辺委員	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>今回の議案でもこれだけ太陽光が増えてきている中で、今回の堀之内の関係は、地域計画の中に将来地図として今後も耕地地として入っているものです。</p> <p>本来はこの申請を受ける前には、まず地域計画の見直しをしていただくために、地域の中で話し合ってください。タイミングとしては、事業をやるという計画の段階で地域計画の話し合いを行い、それから転用申請というのが本来の流れのようです。なので、今度からは転用する際には地域計画の見直しが必須条件となります。</p> <p>地域の農業者の中で、ちゃんと話し合ったって担保の書類として、必ず付けていただくような形を今後徹底したいと思っています。</p> <p>それが太陽光を進めるにあたっての最初の関門となります。</p> <p>また、昨日の議会において大多喜町で太陽光を行う場合にある程度規制をする条例案が可決いたしました。施行日は来年の1月1日ですから、それ以前に許可となったものは対象にはなりません。また、条例では、完全な規制はできません。</p> <p>町の方では、この条例を制定し、太陽光に対して規制をしているということが対外的に発信でき、業者と町民が納得しての整備を目指すことを想定し策定しました。</p>

渡辺委員	今回の議案の中で、地域計画の見直しは提出されているのか。
事務局	堀之内については本日受付しました。
井口委員	本来であれば、その地域計画の見直しの書類が必須で、その提出がないと申請は受け付けしないっていうのであれば、本日受けたっていうことはこの申請が間に合わなかったってことになります。 なので、今回は保留ということで良いのでは。
矢代委員	議案は、毎月25日締め切りですよ。 その時点では地域計画書が出てないようであれば、それが片付いてからまた保留の審議をされたら、審議しましょうということで、以前もやっていました。 もし、保留するのであれば取り消さなくて保留の形をとった方が良いのではないですか。 理由は、書類不備のためとうことで。
小高委員	そうですね。書類が整ってないため保留させてもらったっていうことですね。こういった点を整理してから、また審議しましょうっていう形の方がよろしいのではないかと思います。
矢代委員	そのようなことから、一応今回の3件については保留ということで、地域計画の方の見直しが終わったら、再開するということがよろしいのではないのでしょうか。
会長	事務局にちょっとお願いしたいが、来月1日から町の太陽光条例の施行に伴って、説明してもらえるのか。
事務局	担当課に伝えておきます。 条例とあと施行規則もあります。また、施行規則の方である程度の規制区域をそこで指定しております。 まずは、次回の総会時に資料をお渡ししたいと思います。
事務局	今回の太陽光の案件について皆さんにお伺いしたいのですけれど、以前提出されている5-13, 14, 15の案件はその関係法令として太陽光の事前協議が未だ提出されていないということと、地域計画も未だ申し出が出てきたばかりで、これからいろいろな協議、変更手続きに入っていくので、未だ全然

	<p>見通しが立たないのを受けて保留というのはわかりました。</p> <p>しかし、5-16の案件に関しては、事前協議はまだ整ってはいませんが、地域計画の方はもう変更申し出をいただき、地域との話し合いは終わっており、関係機関に意見聴取をしました。これから縦覧期間を設けて、最終的に公告して変更という形になります。少しは見込みが立っている状況となっております。</p> <p>なので、他の案件と少し状況が違うのですが、このケースも今回保留としてしまうのか、それとも各々の法令が整った時点で、県に送付としてよろしいのかその辺をお伺いしたいのですがいかがでしょうか。</p>
会長	<p>今の意見について何かございますか。</p>
矢代委員	<p>農業委員会は、農地法の観点から判断をすれば良いので、町としては提出書類に不備が無ければ議案に上程して審議することによろしいと思う。</p>
井口委員	<p>他法令の扱いはどうなるのか。</p>
事務局	<p>他法令については、町で許可相当になったものが県にあがります。そこで県は他法令の状況を勘案して許可を出します。</p>
井口委員	<p>5-16は書類が全て揃ったということになりますか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>今までの意見から、5-13, 14, 15は、地域計画が出てきてないので、保留として扱い、地域計画の地元意見が出てくるまで待つということによろしいか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>それでは次にいきます。</p> <p>5-16については江沢委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いいたします。</p>
江沢委員	<p>それでは5-16の現地について報告します。</p> <p>現地は、大多喜城の正門から田丁栗山に抜ける道の途中にあります。</p>

会長	<p>申請地と隣接している農地であり、前回の申請地の追加部分となります。現状は、草刈りもされていて綺麗になっていました。</p> <p>太陽光発電を行うみたいですが、周りに農地も無く、特に影響となるものが無いので問題ないと判断しました。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>質問ある方お願いします。</p> <p>質問が無いようですので番号5-16については、地域計画の除外見込みが地元の方からも意見が出てきて12月中には整うということなので許可相当とすることとしてご異議ございませんか。</p>
会長	<p>—異議なし。—</p> <p>異議なしと認め番号5-16については、許可相当とすることで決定いたしました。</p> <p>議案第2号は以上です。</p> <p>続きまして議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。</p> <p>申請番号7-8、所在中野、登記簿地目は田、2筆合計面積は332.91㎡です。</p> <p>判定地目は宅地、利用状況は、隣接の宅地と一体として使用していた。</p> <p>所有者は千葉県に在住の方です。また、申請者も所有者と同様の方でございます。</p> <p>また備考ですが、昭和50年から55年ごろには作業場が建築されたということでございます。</p> <p>資料については現況証明の7-8と7-9をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>現地説明を森委員の代わりに事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>現地説明させていただきます。 現場は今画面に表示されています。 ご覧のとおり、作業場が建築されている状況でございます。 先ほど備考欄にも書かせていただいておりますが、かなり古く昭和50年代には既に建物が建築されていたということで、20年以上はゆうに経過しているものになります。 今回その建物部分と、もう一筆9.91㎡とありますが、同じ敷地内の進入路に当たるような部分はその地番となっております。 見てのとおり具体的に使用されてきたということで、現地を確認しております。 特に証明するにあたって問題はないように思います。 よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>説明が終わりました。 質問のある方は発言をお願いします。 質問等がないようですので番号の案件については非農地相当と認めることとしてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>異議なしと認め番号7-8については非農地相当と認めることと決定いたしました。 議案第3号は以上です。 続きまして議案第4号、非農地判断についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは6ページを御覧ください。 議案第4号非農地判断について次の通り、非農地通知申し出書の提出があったので、審議を求める。 申請番号7-14、所在は中野地先の田と畑で、5筆合計面積は2,764平方メートルです。 遊休農地の区分ですが、中野の443-1及び443-2に関しては、再生利用が困難な農地として判定されておりました。また、中の520 1、520 2、524に関しましては、例年の遊休農地調査の判断では緑判定ということでございました。 ただ、今回申請が上がってきまして、現地を確認しております。 現地調査の分もあわせて報告させていただきます。</p>

備考欄をご覧いただきたいのですが、また一緒に写真もご覧になりながら聞いていただければと思います。

場所は、中野地先になります。本件は代理人さんとして推進員さんが、いらっしゃいましたので一緒に現地立会いをしていただきました。

それで写真の方ですけれども資料の方にも添付しておりますが、今画面に表示しているような現況でございます。既に再生困難と判断されていたところなので、問題はないかと思えます。

難しい判断となるのが、次に出てくる 520-1 と 522 と 524 という筆なのですが、こちらは位置図で言いますと、国道の 465 号線中野方面から老川方面に行く国道を入っていきますとすぐ左手に市川染物屋さんがあるところの先を細い小道を入ったところのちょっと段差があるところの農地になります。こちら一部分が湿地となっております、また一部分では低い灌木類が自生している状況、あとは萱が発生しているような状況でございました。

特筆する点としては3筆とも農地にアクセスするための道路浸入路が狭く、段差があって農業機械の搬入が困難であるということで、現地を一緒に見に行った森委員の方からも同様の意見として確認取れております。

森委員でしたらこの場所は作らないなというようなお話はされておりました。

以前の遊休農地調査では緑判定としてきたのですが、今回改めて現地を見たところ、再生困難と判定したいのですがいかがでしょうか。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長

現地踏査の説明を終わりましたので質問のある方はお願いいたします。

質問がないようですので、番号 7-14 については非農地と認めることとしてご異議ございませんか。

—異議なし。—

会長

異議なしと認め、番号 7-14 については非農地として認めることとし、決定いたしました。

議案第 4 号は以上です。

続きまして議案第 5 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画につい

事務局

てを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

7ページをご覧ください。

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。

申請番号7-46、所在は宇筒原地先の田畑合計面積が1579平方メートルです。

利用権の種類は使用貸借権です。

貸付者は大多喜町の方です。

借受者は大多喜町の方です。

転貸人は千葉県園芸協会となります。

借受者の経営面積については、議案書に記載のとおりです。

貸借期間は令和8年1月9日から令和18年1月8日までを予定しております。なお、備考欄には借受者の家族の状況と所有農業機械の状況などを掲載しております。なお、本件新規の案件でございます。

続きまして7-47。

所在は宇筒原地先の田畑計6筆、合計面積4274平方メートルです。

本件も利用権は使用貸借権の設定です。

貸付者は大多喜町の方です。

借受者も大多喜町の方でございます。

こちらは親子関係にある方でございます。

転貸人は千葉県園芸協会です。

経営面積については前の案件と経営状況が同じでございますので省略させていただきます。

利用権の設定期間は、令和8年1月9日から令和18年1月8日までとなります。

続きまして7-48、所在は八声、田2筆合計面積が3582平方メートルです。

本件は賃貸借権の設定です。

貸付者は大多喜町の方でございます。

借受者も大多喜町の在住の方でございます。

借受者の経営面積、議案書に記載のとおりでございます。

本件は、年米0.5俵での設定です。

令和8年1月9日から令和18年1月8日までの貸借期間となり、従来の基盤強化法からの切り替えの案件となっております。世帯員の労働力、農業機械状況については、議案書に掲載

会長	<p>のとおりです。 説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 質問のある方は発言をお願いします。 質問がないようですので議案第5号については原案のとおり決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p>—異議なし。—</p>
会長	<p>異議なしと認め議案第5号について原案のとおり決定いたしました。 議案第5号は以上です。 そして続きまして報告事項について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>9ページをご覧ください。 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による相続の届け出について次のとおり受理したことを報告する。 申請番号7-32、所在は庄司地先の田畑。 4筆合計面積が669平方メートルです。 所有者は千葉県長生部の方でございます。 届け出者は同じく長生郡の方でございます。 本件は相続による所有権移転でございます。 斡旋の希望は無しとなっております。 この他、7-33から7-36まで同様に相続による所有権移転の案件が届け出されております。 ここの説明は割愛させていただきますので皆様ご確認をお願いいたします。 続きまして、14ページを御覧ください。 報告第2号農地の転用事実に関する照会について下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所等機関から農地の転用に関する照会があったので報告する。 番号の7です。 所在は粟又地先の田畑5筆合計面積が1139平方メートルです。 変更登記地目ですが、いずれも山林等ということです。 登記原因日付、年月日不詳地目変更調査報告地目ですが照会地粟又地先4筆は、毎年実施している農業委員会の遊休農地調査において、再生利用が困難な農地として判定されているた</p>

め、非農地として回答した。

土地所有者の方ですけれども大多喜町に在住の方でございます。

続きまして15ページです。

報告第3号利用権の中途解約に関する通知について次のとおり通知があったことを報告する。

申請番号7-6、所在は、平沢地先の他2筆合計面積が1493平方メートルです。

こちらは貸付者が大多喜町の方でございます。

借受者は大多喜町の方でございます。

本件ですけれども今回出てきました農地法3条の案件と関連がございます。3-27の案件と関連がございます。

今まで借り受けしていた農地を今回、農地法第3条によって、譲り受けるといった内容でございました。

解約形態は、合意解約となっております。該当の土地の譲渡のためということです。

この他1件の中途解約の通知が同様に提出されております。

7-7につきましても、今回の農地法第3条の申請と関連がございます。

こちらは3-28の案件と関連がございます。

こちらも同様に今まで耕作していた農地を農地法第3条によって所有権移転するということでございます。

続きまして16ページにまいります。

報告第4号利用権の終了について、農用地利用集積計画次のとおり通知があったことを報告する。

申請番号7-18、所在は筒森地先の他2筆、合計面積が2425平方メートルです。

貸付者が千葉県印旛郡の方でございます。

借受者が大多喜町の方でございます。

解約事由は期間満了となっております。

この他、7-19、20も同様に利用権の終了ということで上がってきております。

続きまして最後になります。

18ページをご覧ください。

報告第5号非農地判断について、次のとおり、非農地通知申し出書の提出があったので報告する。

申請番号7-15、所在は大戸地先の他、6筆合計面積が4066平方メートルです。

遊休農地の区分は、いずれも再生利用が困難な農地として判断されておりました。

	<p>所有者は大多喜町に在住の方でございます。 報告事項は以上です。</p>
会長	<p>続きまして議事日程6その他に入ります。 事務局何かございますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会長	<p>それでは会議を終了します。 議長を下ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日の総会をこれで閉会いたします。 閉会</p>

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 8年 1月6日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---

